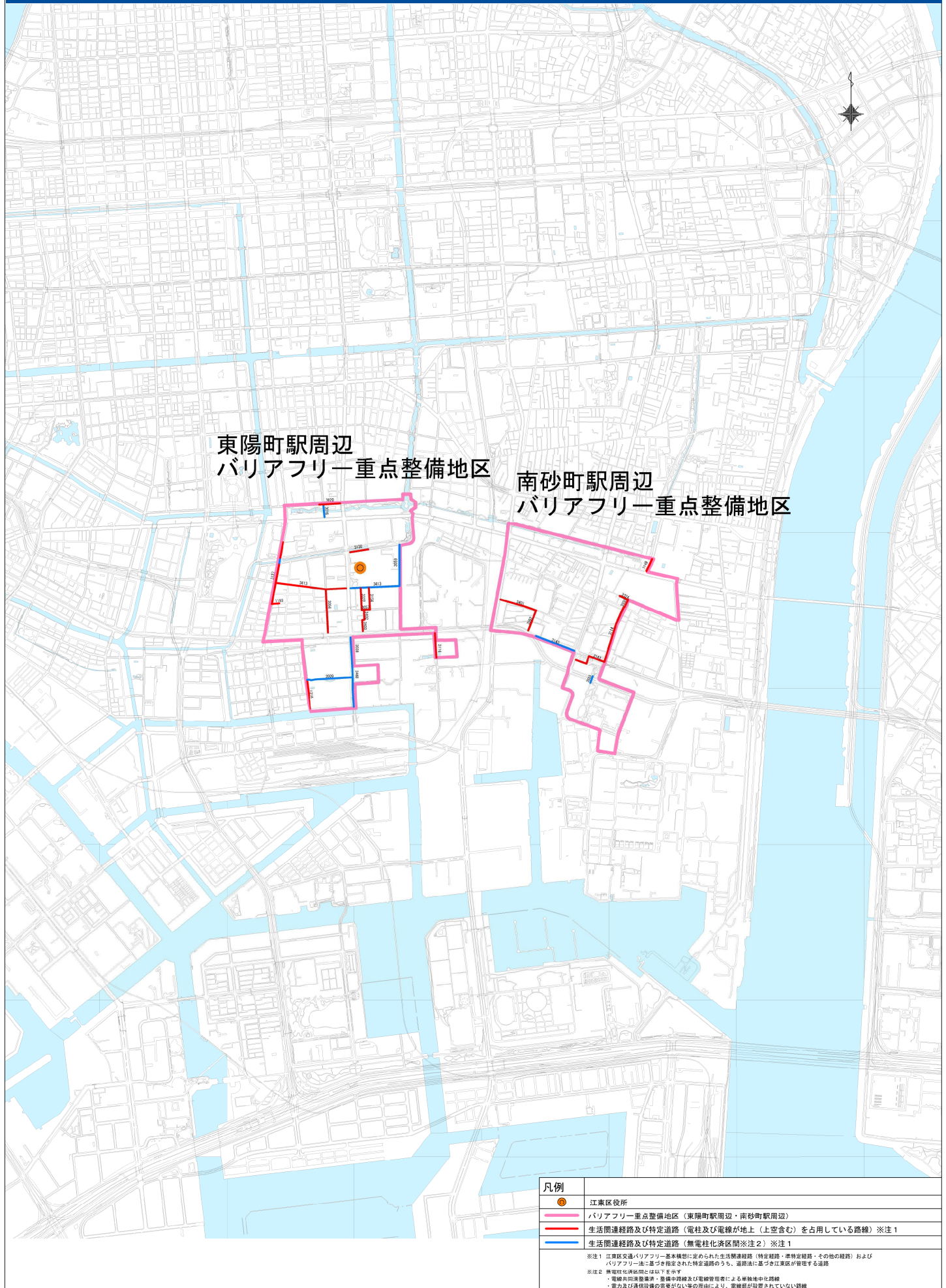


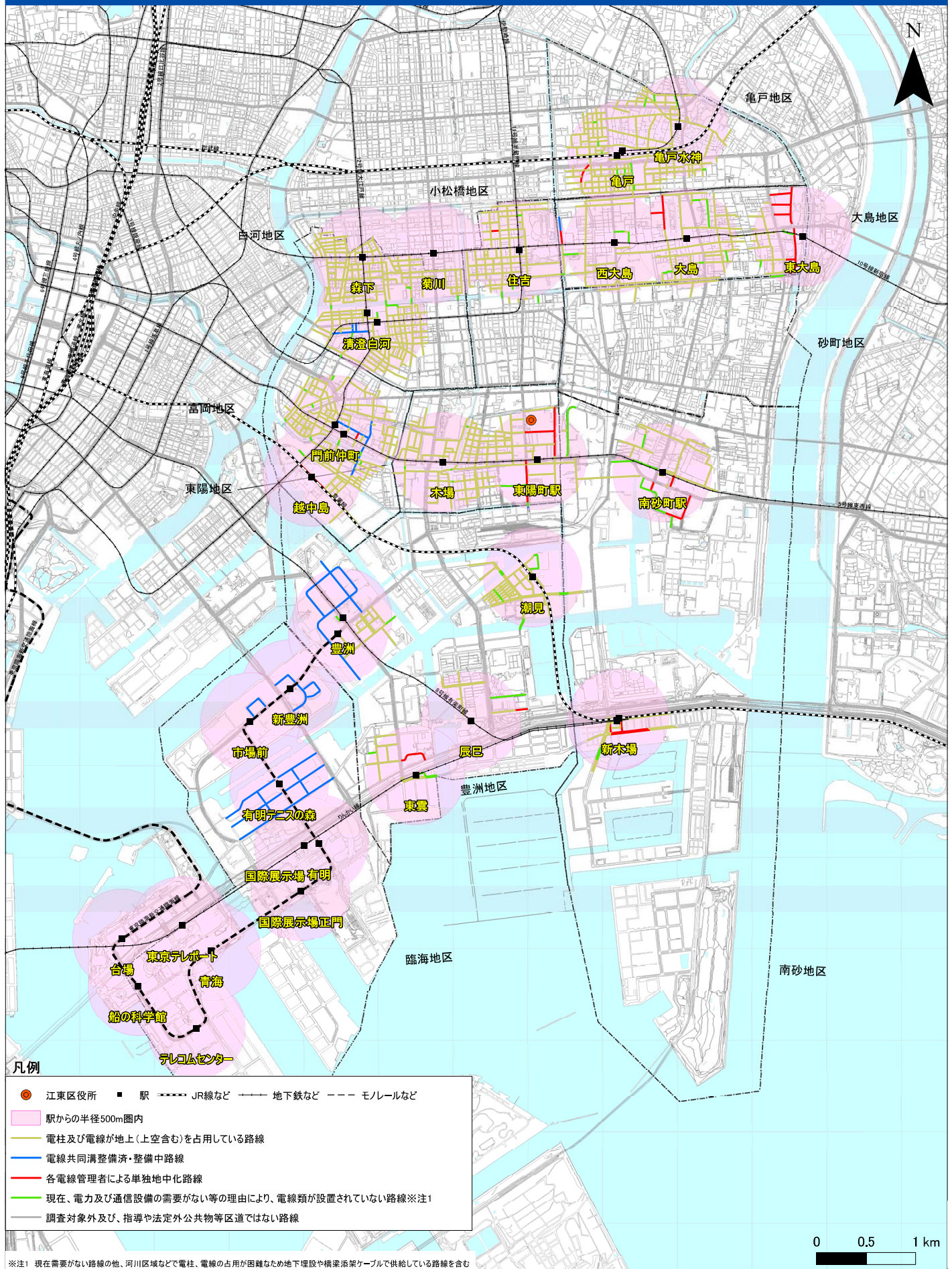
バリアフリー重点整備地区 生活関連経路及び特定道路の指定状況



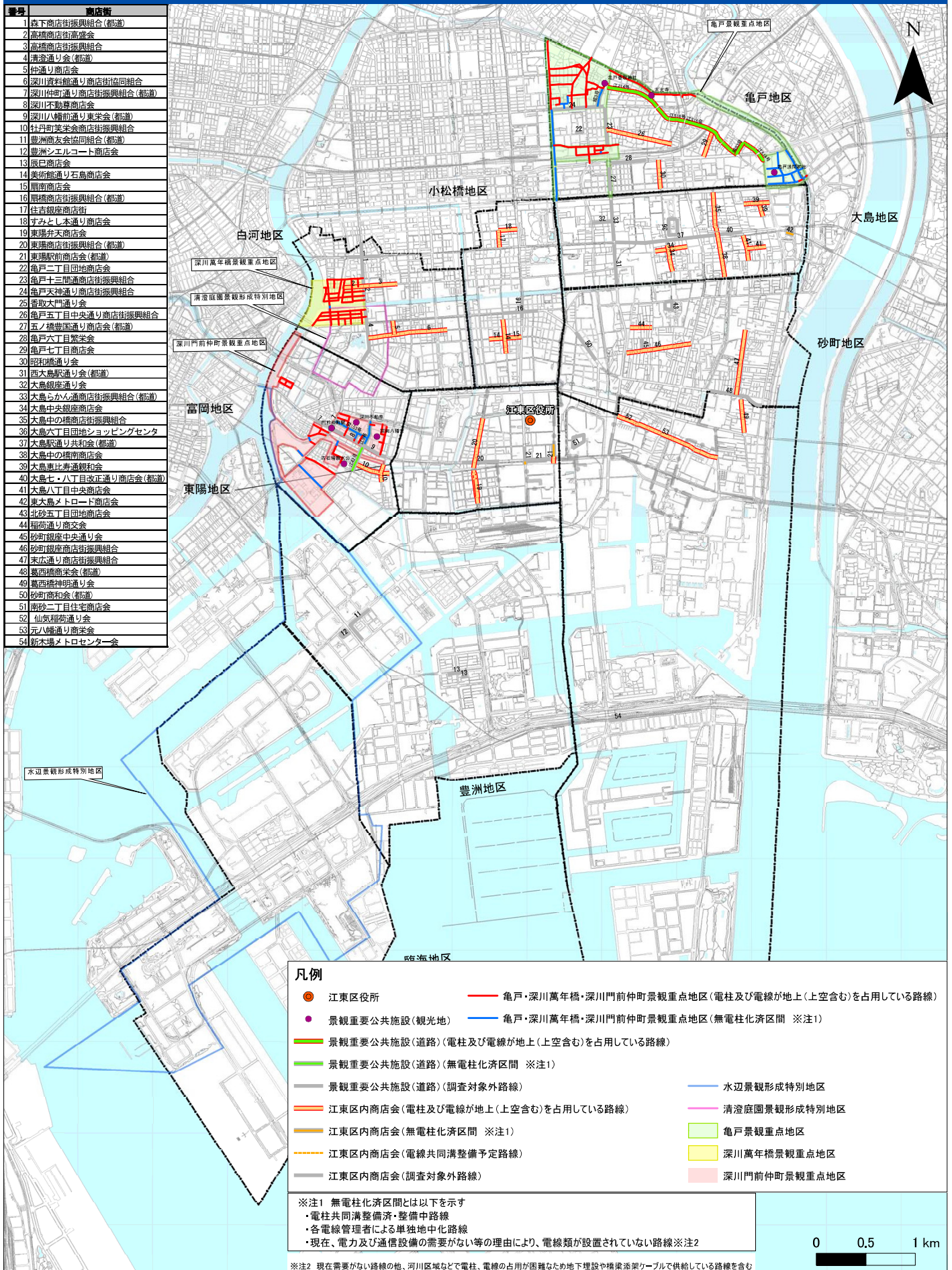
バリアフリー重点整備地区 生活関連経路及び特定道路の該当路線は、江東区交通バリアフリー基本構想（平成18年3月）に準拠

出典（ベース図）国土地理院

鉄道駅周辺（概ね半径500m）



景観重点地区・景観重要公共施設・商店街の指定状況図



景観重点地区・景観重要公共施設・商店街の該当路線は、江東区景観計画(平成25年4月)、江東区内商店会一覧(平成30年度時点)に準拠

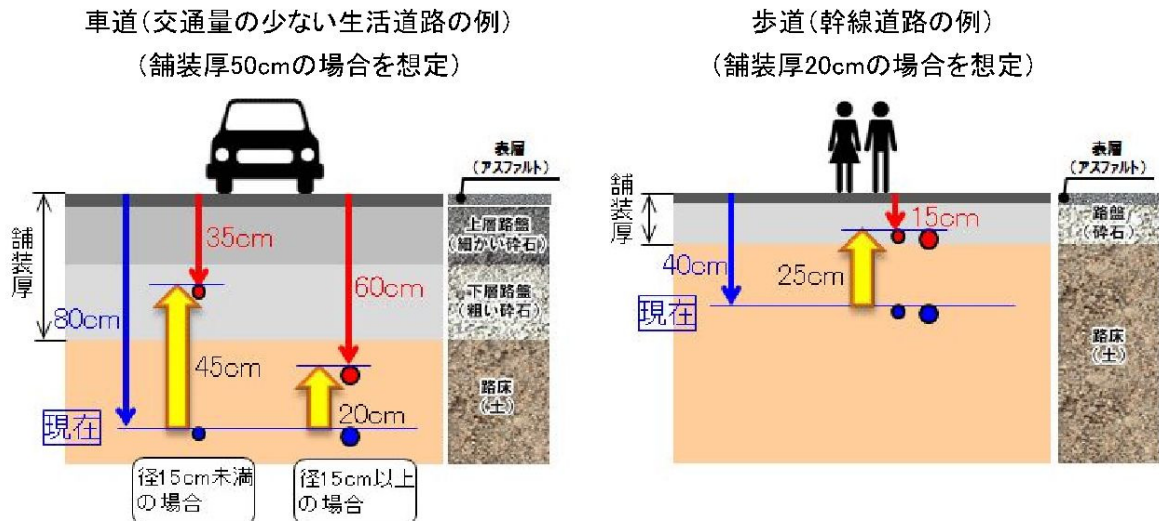
出典(ベース地図)国土地理院

(9) 埋設基準の改訂

平成28年4月1日より、電線類を従前の基準より浅く埋設するため「電線等の埋設に関する設置基準」が緩和され、交通量の少ない生活道路で道路^{※1}の舗装厚さが50cmの場合、電線の頂部と路面との距離は、これまでの80cmから最大35cm^{※2}まで浅くすることが可能となりました。

※1 舗装設計交通量 250 台／日・方向未満の道路

※2 ケーブル及び径 150mm 未満の管路を設置する場合



凡例

●●	ケーブル・小径管(径15cm未満) ※小径管は電力用、一般的な通信用の管	 小径管(電力)
●●	大径管(径15cm以上) ※通信用の管で、1本の外管の中に複数本の内管を収容するもの	 大径管(通信)

出典：「国土交通省ホームページ」



（１０）管路材の改訂

下記のような民間企業における新材料や高価な曲管材に代わる曲管レス構造やＥＣＶＰ管が開発されています。

- ・ＥＣＶＰ管：耐衝撃試験が新基準になったことを受け、材料の見直しによりコストダウンを図ったもの。
- ・曲管レス配管：新形状の受口構造、短尺管路の組合せで比較的高価な曲管を使用しないもの。
- ・矩形パイプ：矩形で軽量のフレキシブルパイプで多条管敷設を行なうもの。

新たな開発情報を継続的に調査、収集し、活用できる最新の材料・工法を採用します。

（１１）国における補助金制度

国が交付する社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）の概要を下記に示します。

防災・安全交付金

平成30年度予算：1兆1,117億円 令和元年度予算：1兆3,173億円

※令和元年度予算の計数は、臨時・特別の措置(2,767億円)を含む。

概要

◇ 地域の防災・減災、安全を実現する「整備計画」に基づく地方主体の次の取組について、基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援。

- ※ 計画期間 3～5年
- ※ 地方公共団体が単独で、又は共同して整備計画を策定
- ※ 地域の防災性・安全性の向上を測るアウトカム指標を掲げる。

- ・ 地域における総合的な老朽化対策

※ 総点検を踏まえたインフラ長寿命化計画の推進 等

- ・ 地域における総合的な事前防災・減災対策

※ インフラや住宅・建築物の耐震化、密集市街地の防災性の向上、堤防・岸壁の点検・緊急対策、避難地や防災拠点等となる都市公園の整備 等

- ・ 地域における総合的な生活空間の安全確保

※ 通学路の交通安全対策、道路の無電柱化、歩道・公園施設等の公共空間のバリアフリー化 等

出典：「国土交通省ホームページ」



(12) 東京都における無電柱化都費補助制度

東京都では、市区町村の無電柱化に係る支援として、「無電柱化チャレンジ支援事業制度」を制定しています。同制度は、防災に寄与する路線等のうち、歩道幅員が 2.5m 未満又は歩道が無い区間など、無電柱化が困難な路線の事業に対して財政支援や技術支援を行うものです。

無電柱化チャレンジ支援事業制度

東京都建設局道路管理部安全施設課

○「無電柱化チャレンジ支援事業」とは

東京都では、これまで区市町村道の無電柱化に対して、「都費補助要綱」による財政支援や「電線共同溝講習会」等の場を通じた技術支援を行ってきました。

しかしながら、事業費のみの補助では、なかなか事業化に至らないという状況が続いていました。そこで、新たに「無電柱化チャレンジ支援事業」という補助制度を設け、以下に紹介する二つの支援を行うことで、区市町村道の無電柱化を促進し、より確実に面的な無電柱化を推進してまいります。

①無電柱化推進計画等の策定に係る支援

区市町村が、無電柱化推進計画・無電柱化基本方針を策定する場合に、これらの基礎調査等に係る費用を補助します。

事業名	補助内容	補助率
無電柱化推進計画等の策定	○無電柱化推進計画や無電柱化基本方針を策定するのに必要な基礎調査に係る費用を補助 ○無電柱化推進計画や無電柱化基本方針の策定に係る費用を補助	都費100%

②無電柱化チャレンジ路線の事業実施に係る支援

○「無電柱化チャレンジ路線」とは

「無電柱化チャレンジ路線」とは、現道で無電柱化の実績のない区市町村やこれまで実績の少なかった狭隘な道路における無電柱化に対して、「チャレンジ」する路線であり、以下の要件があります。この要件を満たす路線で、区市町村が実施する電線共同溝法に基づく無電柱化事業を補助対象とし、財政支援や技術支援を行います。

無電柱化チャレンジ路線（補助対象）

現道で無電柱化事業の整備実績がない

or

原則、歩道幅員が2.5m未満、又は歩道がない区間があるなど地上機器を設置することが困難な路線（※1）

新たな取組に「チャレンジ」する路線

※1 歩道幅員が狭いなどの理由で、地上機器設置が困難な路線と考えていますが、判断に迷う場合には個別にご相談ください。

出典：「東京都建設局ホームページ」



無電柱化チャレンジ路線における財政支援・技術支援

財政支援

「無電柱化チャレンジ路線」における支援は、事業化に向けた検討に要する費用や支障移設や本体構築等の工事に要する費用に対して補助します。

事業名	補助内容	補助率
無電柱化チャレンジ路線の検討	○ 無電柱化チャレンジ路線の選定に係る調査費を補助 ○ 無電柱化チャレンジ路線の事業化に向けた技術検討(調査・設計)に係る費用を補助 ○ 技術検討会・地元協議会の運営補助及び地元合意形成に係る費用を補助	都費100%
無電柱化チャレンジ事業(※2)	○ 無電柱化チャレンジ路線の事業実施に係る費用を補助(測量設計費、移設補償費、工事費) ○ 地上機器設置に伴う用地取得に係る費用(用地費)を補助(国と個別協議が必要)	国費55%、都費45% (測量設計費は都費100%)

※2 補助要件として他に**国の交付金の補助を受けていること**が必要となります。ただし、都市計画事業等で別の補助を受ける場合は本補助を受けられなくなりますので、ご注意ください。

技術支援

無電柱化チャレンジ路線の事業化検討を行う際に、区市町村主催の技術検討会を設置していただきます。その技術検討会に都がオブザーバーとして参加することで、技術支援を行います。また、無電柱化チャレンジ路線において、下記の取組を実施していただくことになります。

○無電柱化チャレンジ路線の取組内容

①浅層埋設や都の新技术等の低コスト手法を導入した検討

国の無電柱化低コスト手法技術検討会で検討した、直接埋設、浅層埋設、小型ボックス方式等のような低コスト手法を導入した新たな技術等を用いた検討

②民地や公共用地を活用した地上機器設置箇所の検討

※上記①、②のうち、**どちらか1つは必ずチャレンジしていただくこと**になります。

【技術検討会】

技術検討会とは、区市町村が無電柱化チャレンジ路線における技術的課題について電線管理者等の関係事業者と検討する会議のことをいいます。

都がオブザーバーとして参加し、国や都の低コスト化に向けた取組等の情報を提供するなど、技術支援を行います。

出典：「東京都建設局ホームページ」

（１３）道路法第３７条に基づく占用制限

道路法第３７条により、車両の能率的な運行や災害時の被害拡大防止を考慮し、指定した区域における道路の占用を禁止または制限することが可能となりました。条文は下記のとおりです。

道路法第３７条

（道路の占用の禁止又は制限区域等）

道路管理者は、交通が著しくふくそうする道路若しくは幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るため、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができる。

上記を受けて、国は、平成２８年４月より、緊急輸送道路（直轄国道約２万ｋｍ）において電柱の新設を禁止しています。規制の概要は下記のとおりです。

規制の概要

（１）区域指定する道路

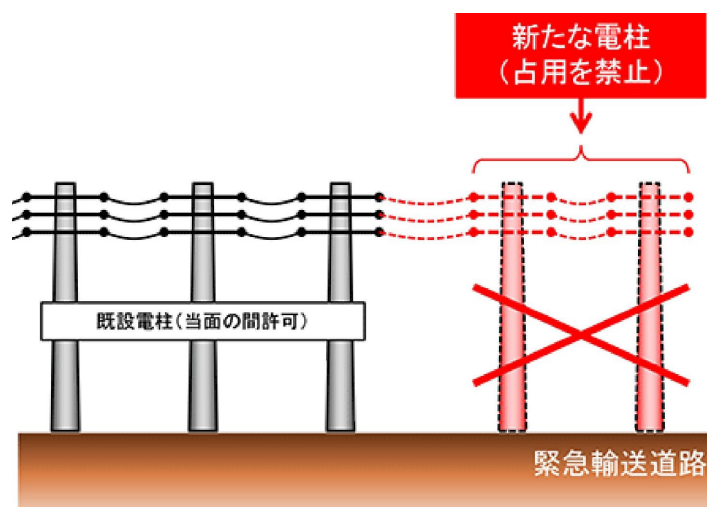
緊急輸送道路について区域指定を告示した上、新設電柱の占用を禁止。

（２）既存電柱の取扱い

占用禁止日前に占用許可された既存電柱については、当面の間占用を許可。

（３）仮設電柱の例外

地中化や民地への設置等が直ちに実施できず、やむなく道路区域内に電柱の設置をせざるを得ない場合は、仮設電柱の設置を許可。（原則２年間）



出典：「国土交通省ホームページ」



(14) 用語集

用語		解説
あ 行	裏配線方式	無電柱化したい主要な通りの裏通り等に電線類を配置し、主要な通りの沿道の需要家への引込みを裏通りから行い、主要な通りを無電柱化する方式。
か 行	既存ストック活用方式	既に占用埋設されている電力設備、通信設備(管路・マンホール・ハンドホール)を活用した地中化方式。
	緊急車両	人命救助や消防等の緊急時において、道路の走行を優先させる車両。(救急車、消防車等)
	小型ボックス方式	管路の代わりに小型ボックスを活用し、同一のボックス内に低圧電力線と通信線を同時収容することで、電線共同溝本体の構造をコンパクト化する方式。
さ 行	市街地開発事業	すでに市街地となっている地域や市街地化を図る区域内で計画的なまちづくりを行うための事業。「市街地再開発事業」「住宅街区整備事業」「土地区画整理事業」「新住宅市街地開発事業」「工業団地造成事業」「新都市基盤整備事業」に分けられる。
	自治体管路方式	地方公共団体が占用物件として管路設備を整備し、残りを電線管理者が整備する方式。
	センター・コア・エリア	概ね首都高速中央環状線の内側エリア。
	浅層埋設方式	管路を従来よりも浅い位置に埋設する方式。埋設位置が浅くなることで、掘削土量の削減や、特殊部のコンパクト化、既存埋設物(上下水道管やガス管等)の上部空間への埋設が可能になることによる支障移設が減少する等の効果がある。
た 行	単独地中化方式	電線管理者が整備する方式。
	地上機器	電線共同溝整備の際に地上に設置する機器であり、高圧電流を低圧に変換する変圧器や、電気を止める又は流れを切り替える開閉器を収容するもの。
	柱上機器方式	歩道幅員が狭あいな路線や歩道が設置されていない路線などの理由により地上機器の設置が困難な場合、機器を街路灯等の柱の上に設置する方式。ソフト地中化方式とも言われている。



用語		解説
た 行	直接埋設方式	道路内の地中へ直接、電力線や通信線等を埋設する方式。
	電線管理者	電線及び通信線の設置及び管理を行う者。
	電線共同溝方式	電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者が電線及び地上機器等を整備する方式。
	道路管理者	道路の維持管理を行う機関。一般国道や高速自動車道は国土交通省、都道府県及び区市町村道は地方公共団体が該当する。
	道路法	道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もって交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とした法律。
	土地区画整理事業	都市計画区域内でエリアを区切り、そのエリア内で公共施設(道路、公園、下水道等)の整備改善や、宅地の利用増進を図る事業。
な 行	軒下配線法	無電柱化したい通りの脇道に電柱を配置し、そこから引き込む電線を沿道家屋の軒下または軒先に配置する方式。
は 行	PFI	公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る考え方。
ま 行	無電柱化	道路の地下空間を活用して、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りから見えないように配線する裏配線などにより道路から電柱をなくすこと。
	無電柱化率	道路の総延長のうち、電線類が地中化されている路線の延長の割合を示すもの。
や 行	要請者負担方式	土地や建物の所有者など、要請者が整備する方式。



(15) 検討体制

① 江東区無電柱化推進計画検討委員会設置要領

令和元年5月22日

31 江土道第528号

(設置)

第1条 無電柱化の推進に関する施策の総合的、計画的かつ迅速な推進を目的とした計画（以下「無電柱化推進計画」という。）を策定するため、江東区無電柱化推進計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、無電柱化推進計画の案について、審議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長、副委員長および委員は、別表に掲げるものをもって充てる。

3 第2条に掲げる事項の調査研究を行うため、委員会のもとに部会を置く。

4 前項の部会の構成員は委員長が指名する。

(運営)

第4条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会務を総理する。

2 委員長に事故のあるときは、副委員長がその職務を代理する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(関係電気事業者及び関係電気通信事業者の意見聴取)

第5条 委員会は、無電柱化推進計画の案の審議に当たって、無電柱化の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十二号）の規程に基づき、同法第八条第3項に定める関係電気事業者及び関係電気通信事業者の意見聴取を行うものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、土木部道路課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要領は令和元年5月22日から施行する。



別表（第3条関係）

委員長	土木部長	
副委員長	土木部	道路課長
委員	土木部	管理課長
〃	土木部	河川公園課長
〃	土木部	施設保全課長
〃	土木部	交通対策課長



② 江東区無電柱化推進計画 検討委員会

委員長				
江東区	並木	雅登	土木部長	

副委員長				
江東区	中尾	英樹	土木部	道路課長

委員				
江東区	石井	康弘	土木部	管理課長
//	大野	俊明	土木部	河川公園課長
//	仁平	剛男	土木部	施設保全課長
//	青柳	幸恵	土木部	交通対策課長

検討委員会設置要領第4条第3項に基づく出席者※				
江東区	大塚	尚史	総務部	防災課長
//	老川	和宏	都市整備部	都市計画課長
//	浅田	宗	都市整備部	まちづくり推進課長
//	立花	信行	都市整備部	地域整備課長

※第2回～第4回検討委員会について出席

事務局				
江東区	藤原	夏樹	土木部	道路課計画担当係長
	橋本	翔太郎	土木部	道路課計画担当



③ 江東区無電柱化推進計画 検討部会

部会長				
江東区	中尾	英樹	土木部	道路課長

部会員				
江東区	古賀	浩之	土木部	管理課用地係長
//	浦	靖憲	土木部	道路課工事係長
//	鈴木	友之	土木部	河川公園課計画調整係長
//	松川	光利	土木部	施設保全課照明・設備係長
//	富樫	義英	土木部	施設保全課道路保全係長
//	高橋	寛	土木部	交通対策課交通係長

検討委員会設置要領第4条第3項に準ずる部会出席者				
江東区	今井	友明	総務部	防災課防災計画係長
//	小川	嘉則	都市整備部	都市計画課都市計画担当係長
//	高島	健太	都市整備部	まちづくり推進課 まちづくり担当係長
//	中原	美和	都市整備部	地域整備課不燃化推進係長
//	召田	和也	都市整備部	地域整備課不燃化整備担当係長

事務局				
江東区	藤原	夏樹	土木部	道路課計画担当係長
	橋本	翔太朗	土木部	道路課計画担当



④ 審議経過

開催	審議内容等
第1回 検討委員会 (令和元年 5 月 22 日)	1) 無電柱化推進計画策定事業について 2) 基礎調査の概要及び成果の報告 3) 無電柱化推進計画の基本的な方針の検討
第1回 検討部会 (令和元年 7 月 12 日)	1) 第1回検討委員会の意見と報告 2) 無電柱化推進計画の基本的な方針の検討
第2回 検討部会 (令和元年 8 月 7 日)	1) 第1回検討部会の意見と報告 2) 無電柱化推進計画の基本的な方針の検討 3) 整備検討路線及び優先整備路線の検討 4) 江東区無電柱化推進計画（素案）の検討
第2回 検討委員会 (令和元年 8 月 23 日)	1) 無電柱化推進計画の基本的な方針の検討 2) 整備検討路線及び優先整備路線の検討 3) 江東区無電柱化推進計画（素案）の検討
第3回 検討部会 (令和元年 10 月 3 日)	1) 第2回検討委員会の意見と報告 2) 整備検討路線及び優先整備路線の検討 3) 江東区無電柱化推進計画（素案）の検討
第3回 検討委員会 (令和元年 10 月 24 日)	1) 江東区無電柱化推進計画（素案）の検討 2) 意見募集の実施について
「江東区無電柱化推進計画（素案）」に対する意見募集 (令和元年 12 月 11 日～令和2年 1 月 10 日)	
第4回 検討部会 (令和2年 1 月 27 日)	1) 江東区無電柱化推進計画（素案）に対する意見 募集結果と区の考え方の検討
第4回 検討委員会 (令和2年 1 月 29 日)	1) 江東区無電柱化推進計画（素案）に対する意見 募集結果と区の考え方の検討 2) 江東区無電柱化推進計画（案）の検討

江東区無電柱化推進計画

令和2年3月 印刷物登録番号(31)99号

**編集発行 江東区 土木部 道路課
江東区東陽4-11-28
電話(3647)9111 (大代表)**

**印刷所 株式会社 小林紙工所
江東区亀戸8-9-10
電話(3685)8885**

